

訪問介護事業所における同一建物減算(12%減算)の 取り扱いについて

1. 対象事業所

同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う訪問介護事業所
ご不明な場合は、以下（１）及び（２）でご確認ください

（１）事業所において同一建物減算の利用者はいるか？

- ①いる →（２）へ進む
- ②いない → 作成・提出不要（何もすることはありません）

（２）同一建物減算の利用者に「事業所と同一敷地内建物等に居住する方」も含むか？

- ①含む → 計算書（加算届別紙１０）を作成する
- ②含まない → 作成・提出不要（何もすることはありません）

※総合事業の提出も忘れずをお願いします※

2. 判定期間

前期：３月１日～８月末日

後期：９月１日～２月末日

3. 減算適用期間

前期判定により減算の対象となった場合：１０月１日～３月３１日

後期判定により減算の対象となった場合：４月１日～９月３０日

4. 減算対象者

同一敷地内建物等に居住する利用者のみ

5. 減算となる条件

訪問介護または訪問型サービスの提供総数（利用実人数）のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものに占める割合が**90%**を超えた場合。

6. 具体的な計算方法

当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者
のうち同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員）（※１） $\times 100$
各当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した
利用者数（利用実人員）

※１ 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する者及び同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者へ提供する場合を除く。

※２ 訪問介護及び訪問型サービス（総合事業）については、別々に計算する必要がありますので、ご注意ください。

7. 算定手続き

事業所で算定した結果、訪問介護または訪問型サービスの提供総数（利用実人数）のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものに占める割合が90%を超える場合は、正当な理由の有無に関わらず、以下の書類を久留米市長（介護保険課）に提出してください。

なお、90%を超えなかった場合についても、各事業所において当該書類を5年間保存しなければなりません。

《提出書類》

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）

※訪問介護または訪問型サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者提供されたものに占める割合が90%を超えた場合であって、正当な理由がある場合は、その正当な理由及び確認資料

（正当な理由の例示）

- ・特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合。
- ・判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- ・その他正当な理由と久留米市長が認めた場合

※ 注意事項

割合算出後、提出が必要な割合を超えているにもかかわらず、正当な理由があったため、書類を提出していないという事例がございます。正当な理由の有無に関わらず、訪問介護または訪問型サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者提供されたものに占める割合が90%を超えた場合は、必ず書類を作成し、提出してください。